障害者差別解消 NGO ガイドライン作成プロジェクト 厚生労働省・内閣府・文部科学省・国土交通省・経済産業省 対応指針に対する提言(案)

ここからは各省庁が定めた障害者差別解消法の対応指針に対し、 DPI 日本会議が作成した提言(案)のページになります。

現在国から出されている対応要領・対応指針は 決して十分なものとは言えません。

2019 年に行われる障害者差別解消法の3年後見直しに、 私たちの声を真に反映させるためにも、 今からこのような取り組みを行うことは非常に重要です。

こうした提言書を元に、来年度には、DPI 日本会議独自のNGO ガイドライン完成を目指し、取り組みを進めてまいります。

厚生労働省 対応指針に対する提言(案)

DPI 日本会議 事務局長補佐 田丸敬一朗

厚生労働省は差別解消法の対応指針を、監督する事業者別に、福祉・医療・衛生・社会 保険労務士の4つに分けて作成している。他の省庁に比べて、踏み込んだ内容もみられた。

一方、DPI 日本会議からも、集まった事例に基づいて提言を行いましたが、残念ながら 反映されなかった点などがあるため、以下にまとめた。

1.良いところ

正統な理由の判断の視点

差別的取り扱いがあった際の正統な理由に当たるかどうかの判断は、その行為が、客観的に見て正当な目的、そしてその目的に照らしてやむを得ないと言える場合となる。厚生労働省は、「『客観的に判断する』とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような『客観性』が必要とされるものだ。また、『正当な理由』を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。」と書かれていて、基本方針にも書かれていない内容で、大変重要な記述であったことから、この記述を他省庁の指針にも反映させるよう、働きかけを行った。

施設入所について

不当な差別的取り扱いの事例に、「正当な理由なく、本人の意思またはその家族等の意思(障害のある方の意思を確認することが困難な場合に限る)に反して、福祉サービス(施設への入所、通所、その他サービス等)を行うこと」とある。

上記の通り、本人が望まない施設の入所や通所は差別であるという重要な記述であり、評価できる内容である。

2.削除したい項目

合理的配慮の意思表明について

本人の意思表明が困難な場合として、「家族、支援者」の後に「法定代理人」が明記され、この記述が他省庁の対応要領、指針にも波及した。この「法定代理人」は、成年後見制度を意識したものである。現在の成年後見制度は、実態としても後見類型が濫用され、被後見人や被保佐人の資格取得や権利行使において不当な制限が課せられているなど、問題点が多いものとなっている。

もし、意思決定の支援という要素をわかりやすく明記する、ということが必要であると

すれば、「(略)障害者の家族、介助者等、意思決定やコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して(略)」という文言の修正を提案する。

医学モデルが濃厚な「障害特性」に応じた対応について

厚労省作成の対応指針では「障害の特性」の記載が一つの特徴となっている。しかし、身体・視覚・聴覚・精神等、各障害別に特性や対応する際の留意点を示しているが、その多くは病名の解説に終始している部分もあり、非常に医療モデル的な書き方になっている。そのため、障害をきわめて限定的にとらえる結果にもなっている。合理的配慮は社会的障壁の除去のために必要かつ合理的な配慮であり、障害の社会モデルの考え方から生まれたものといえる。

障害者差別解消法の趣旨に照らせば、社会的障壁との相互作用でどういった困難が生じ、 社会的障壁の除去のために必要な留意点はどのようなことなのか、こそが記載されるべき である。そのためには、障害者団体と連携した研修の充実、個々のニーズを理解するため の相互理解こそ、推進されるべきである。そこで、この項目の全面的削除、障害の理解・ その対応の周知のための研修充実を求めたが、一部修正はあったものの文面の削除には至 らなかった。

今後の見直しに向けては、監督する事業の各場面における合理的配慮の例示を増やした り、当事者と事業者による相互理解による問題解決の流れを示していただきたいと考えて いる。

3 . 新たに追加したい項目

当事者団体との連携

対応指針の中の相談体制の整備の中で、一部、障害当事者団体との連携にも触れられているが、相談窓口への障害者の配置、職員への研修の際の障害当事者団体との連携等の記述はない。合理的配慮を考える際、障害者のニーズをしるためにも、障害者団体と連携し、研修を実施することが重要である。また、相談体制を整備し、障害者の声を聞き、事業者と協議・調整を行っていく上で、障害当事者が相談員として参加していることで、双方の建設的対話と相互理解が促進されると考えられる。

異性介助について

福祉事業者向けの対応指針において「介護職員による異性介助」について内部での検討では、差別に当たるかどうか判断できなかった。しかし、実際には、尊厳を傷つけられ、性的被害の対象となる事件も依然として発生している観点からも、「介護職員による異性介助」は差別とし、「やむを得ない場合に限り、本人の了承を得る必要があること」を加えたいと考えている。

自由な行動の制限について

施設に入所した際に、本人の意思に反して、「自由に外出できない」といった行動を制限されることがある。しかし、「危険だから」といった明確な理由もないまま、入所者の行動を制限することは、不当な差別的取扱いに当たると考えられる。

内閣府対応指針の概要と課題

DPI 日本会議 崔 栄繁

1. 概要

内閣府が所管している事業、すなわち対応指針の対象となる事業は認定こども園だけであるが、内閣府が障害者差別解消法の主管省庁ということで、内閣府の対応指針は他省庁・機関の対応指針のベースとなっており重要である。基本的には基本方針の内容を踏襲した形であり、障害者団体向けのヒアリング等では「わかりにくい」「コピーペーストではないか」といった批判も聞かれている。法の所管省庁として見本となるという意味で、全体を通してもう少しわかりやすい表現を用い、背景説明を丁寧にするべきである。

内閣府の対応指針は本文と別紙の 2 つから構成され、厚労省や文科省を除く他省庁、機関のそれもこうした構成をとっている。本文は、以下第 1 から第 6 の 6 項目に分けられている。

2.良いと思われる点

(1)「第1 趣旨」における実効性の担保【留意点】

留意点において、対応指針で「望ましい」と記載されている内容が法律上の義務ではないため、事業者が従わなくても法律違反とはならないが基本法の理念や差別解消法の目的を踏まえてできるだけ取り組むことが望まれるとし、差別解消法に違反した場合には指導や勧告等の行政措置が行われると明記されている。

(2) 差別行為の正当化事由について「正当な理由」「過重な負担」

「正当な理由」を濫用されない歯止めの文言が、対応指針では以下のような文章が加筆された。「事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の~(以下、省略)」。

合理的配慮の過重な負担についても同様で「過重な負担の基本的考え方」に、過重な負担の拡大解釈・濫用に歯止めをかける「過重な負担については、事業者において、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく(以下、省略)」(P.6)との文言が追加された。

3.課題

(1)全体的な課題

繰り返しになるが、内閣府は他省庁・機関の見本となるべくわかりやすい言葉で丁寧な 説明を行うことが望ましい。特に以下の点である。 障害者差別解消法第1条にある「差別を解消し、もって障害の有無によって分け隔てられない共生社会の実現」という法の目的を強調すべきである。これは障害者権利条約の要請であるインクルーシブ社会の実現と同一のものである。解消すべき差別は不利益な取り扱いだけではなく「分け隔てること」という異なる扱いを含むことが伝わるように詳細に記述すべきである。何が差別行為で何が求められるべき合理的配慮なのかを判断する重要な要素の一つとなる。

合理的配慮の概念、不当な差別的取扱いの正当な理由、過重な負担については大切である。たとえば長崎県の「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例【逐条解説】」(http://www.pref.nagasaki.jp/gikai/8010-1-2013120901/all.pdf)なども参考になる。「正当な理由」「過重な負担」については、法律の実効性にかかわる重大な概念であり、拡大解釈などにより法の趣旨にそぐわないようにするために、内閣府が率先してさらに丁寧な説明を記載すべきである。

(2)相談体制、研修・啓発など

「第3 事業者における相談体制の整備」には事業者の相談窓口の設置やホームページの活用などが述べられているが、研修や啓発については、私たちが求めてきた障害者団体との協力という趣旨の文言は入らなかった。当然、障害の問題については障害当事者が一番よくわかっていることが多い。障害当事者や障害者団体を緊密な連携を行うことで、未然に不要な紛争を防ぎ、紛争が起きた際にも解決をしやすくなるため、障害者団体・関係団体との協力ということは文言に明記すべきである。

(3)別紙 - 「障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例」について 障害の有無によって分け隔てられないインクルーシブ社会の実現という差別解消法 の目的の実現のため、以下の提案を行う。

「不当な差別的事例に当たり得る具体例」について以下の事例を追加すべきである ○障害のみを理由に入園を拒否する、あるいは行事参加に正当な理由なしに条件を つけるなどの制限をする。

「不当な差別的取扱いに当たらない具体例」の二つ目の事例について<u>太字下線部</u>を挿入すべきである。

障害のある子供に対する教育及び保育の提供に当たり、<u>正当な理由がある場合に</u> 個別の教育課程や個別の保育計画を編成すること。

文部科学省対応指針の概要と課題

DPI 日本会議 崔 栄繁

1. 概要

文部科学省の対応指針(文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針)は、2015年6月から4回にわたって開催された障害者差別解消法の実施に関する調査研究協力者会議(以下、調査研究協力者会議)で原案が作成され、その後、政府主催の障害者団体ヒアリングやパブリックコメント、与党による障害者団体ヒアリングなどをへて確定されたものである。

文科省の対応指針は、内閣府の対応指針をもとにした本文と2つの別紙からなる。

2.よいと思われる点

(1) 行政措置等、実効性確保のための文言

事業者に対しては、合理的配慮は努力義務であり法的義務ではない。しかし、文科省の対応指針の中で、合理的配慮を自主的に取り組まない、あるいは取り組みに問題があるなどの事業者に対して、場合によっては文部科学大臣による指導や勧告などの行政措置がとられることもあり、法の趣旨を損なうべきではないことを強調している。対応指針3pの「第1の4「留意点」の部分である。これは、案の段階で、文科省の対応指針にはすでに入れられていたが、他省庁・機関にはなかったものである。法の趣旨、規定をできるだけ遵守することを求めており、他省庁の対応指針にも影響を与えた点は評価できる。

(2) 正当な理由、過重な負担などの拡大解釈の歯止め

差別行為の正当な理由、合理的配慮の過重な負担について、厚生労働省の福祉事業者向けガイドラインなどの「正当な理由の基本的考え方」にあるような、濫用や拡大解釈の歯止めとなる文言が入ったことは評価できる。正当な理由については、対応指針 p 4 の「正当な理由の判断の視点について(第 2 -

1 - (2)) 過重な負担については過重な負担の基本的考え方について(第2-2-(2))(6p)

(以下は DPI が 2015 年 7 月に文科省その他の省庁機関に提出した意見)

「障害のない人が普通に行使できる権利を制限する「過重な負担」という抗弁(差別行為の正当化) はあくまでも例外的なものであり、国や独立行政法人な どの省庁機関は民間の手本となるよう、それらについてはできるだけ慎重に判断すべきである。」

「「過重な負担」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、 その主張が客観的な事実によって 裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。 ま た、「過重な負担」を根拠に、合理的配慮の不提供により、法の趣旨が形骸化されるべきではありませ ん。」

(3) 研修・啓発について

障害者団体との連携という点がかかれていることは他省庁の指針と比べて評価できる。この部分は今後さらに強化し、他省庁・機関の対応指針にも広げる必要がある。

3.課題

「共に学ぶ」というインクルーシブ教育の方向性が全体的に明白でないことである。これは、不当な差別的取扱いや合理的配慮の基本的な考え方、事例に表れている。7月31日の団体ヒアリングや意見書などのDPI 意見が若干反映され、それ以前の指針案に比べれば「共に学ぶ」方向性を出した部分もあったが、対応指針の多くの部分で言及されている障害者権利条約の引用部分からも「共に学ぶ」方向性が不十分である。

(1)別紙1の事例について

不当な差別的取扱いに入れるべき事例

「共に学ぶ」インクルーシブ教育の制度の基礎となる就学先の決定について、障害者基本法 16 条に、共に学ぶことに配慮しつつ、本人・保護者の意見を尊重するとある。就学先の決定の仕組みが総合的判断で行うことになったが、現場では以前と変わらず、障害のある児童生徒や保護者は、幼稚園や小学校、中学校への入学を拒否され、特別支援学校、特別支援学級を選択せざるを得ないことが多い。就学先を事実上強要されることが多いため、以下のような事例を入れ込むべきである。

- ・幼稚園への就園を拒否されて、希望していない保育園に行かざるを得なかった。
- ・特別支援学級に在籍し、普通学級への転級を希望しているが「普通学級では支援員がつかない」 といわれ、事実上、拒否される。
- ・普通学級に在籍しているが、毎年学年進級時に学校に呼び出され、「そろそろどうですか?」と特別支援学級への転級を勧められる。母親がノイローゼ気味になり不本意ながら特別支援学級に移った。
- ・普通学級を希望したところ、支援員の増員ができないので保護者が付き添うか、自分でボランティアを見つけてくれと言われた。

合理的配慮に入れるべき事例

合理的配慮の趣旨である機会の平等を保障するという観点から、障害のある児童生徒が障害のない 児童生徒と同じ場で、同じ条件で活動に参加できるようにするための環境整備や介助員などの人的支援を事例として入れるべき。

- ・普通学級に在籍しているが、介助員が用意され、保護者は付き添わなくてもよいといわれた。
- ・修学旅行に、介助者二名が教育委員会の費用で随行した。
- ・医療的ケアが必要なため学校が看護師を配置し、また教員が医療的ケアに関する研修を受講した。
- ・知的障害のある児童生徒が普通学級で他の児童生徒と共に授業を受けるために、ルビがついていたり簡易な表現など、本人がわかりやすい教材を用意した。成績には、本人の関心や努力が反映されている。
- ・脳性まひであるが、視覚に図形認知の障害もあるため、高校入試の際に、数学の図形の問題を他の問題に置き換えて試験を行った。
- ・給食の時に、ミキサー食を学校が用意し、クラスで他の児童生徒と一緒に食べている。

(2) 別紙2分野別留意点について(対応指針、P.14)(2初等中等教育段階の(1)合理的配慮に関する留意点)について)

アについて(14ページ)

(文科省対応指針)

「ア 合理的配慮の合意形成に当たっては、権利条約第 24 条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。」

(修正案)太字下線の文言を挿入すべきである。

「ア 合理的配慮の合意形成に当たっては、権利条約第 24 条第 1 項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的のために、障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒が共に学ぶインクルーシブ教育の理念に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。」

(理由)

障害者権利条約第 24 条第一項"教育の目的"には「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする」とされているが、同条約第一項の教育の目的を達成するために、第二項の規定を確保するという構造になっている。第二項では、生活している地域における質の高いインクルーシブ教育やフル・インクルージョンという目的に則した個別の支援など、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ方向性を位置付けている。よって、第二項の趣旨を入れずに第一項のみを取り上げるのは権利条約の規定、あるいはそれを受けて 2011 年に改正された障害者基本法の理念をきちんと反映させていない。

エについて(14ページ)

(文科省対応指針)

合理的配慮は、障害者がその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ<u>仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし</u>、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。(以下、省略)

(修正案)太字下線の文言を修正すべきである。

合理的配慮は、障害者がその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶことを確保するとする障害者権利条約の理念に基づいて、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。(以下、省略)

(理由)

当初7月に出された文科省案にはこの「目的の下」以下の「共に学ぶ」という文言すらなかったこ

とからすれば前進である。しかし、生活する地域において質の高いインクルーシブ教育を確保し、 さらに個別の支援もフル・インクルージョンという目的に則して、とする障害者権利条約の趣旨が 伝わらない。

(3)障害の早期発見・早期支援について((別紙2)P14,「2初等中等教育段階 合理的配慮に関する 留意点 最後の"なお"以降」

(文科省対応指針)

「なお、学校教育分野において、障害のある幼児、児童及び生徒の将来的な自立と社会参加を見据えた障害の早期発見・早期支援の必要性及び、インクルーシブ教育システムの理念に鑑み、幼児教育段階や小学校入学時点において、の意思の表明の有無に関わらず、幼児及び児童に対して適切と思われる支援を検討するため、幼児及び児童の障害の状態等の把握に努めることが望ましい。(以下省略)」

(修正案) 太字下線の文言を挿入し、*斜字取り消し線の文言*を削除すべき

「なお、学校教育分野において、障害のある幼児、児童及び生徒の将来的な自立と社会参加を見据えた障害の早期発見・早期支援の必要性及び、**障害者権利条約が規定する**インクルーシブ教育システムの理念や**障害者基本法の理念**に鑑み、幼児教育段階や小学校入学時点において、の意思の表明の有無に関わらず、幼児及び児童に対して適切と思われる支援を検討するため、幼児及び児童の障害の状態等の把握に努めることが望ましい。(以下省略)」

(理由)

現状では、障害の早期発見・早期支援の結果、保護や本人には特別支援学校や特別支援学級の情報 に偏って提供されがちであり、事実上、特に保護者は普通学校や普通学級を選びにくくなっている。 障害者権利条約や障害者基本法の理念を明示する形とすべきである。

国土交通省 対応指針に対する提言(案)

DPI 日本会議 事務局長 佐藤 聡

国交省対応指針は別紙として、不動産、設計、鉄道、バス、タクシー、対外旅客航路、 国内旅客船、航空、旅行の 9 分野について具体例を上げてまとめている。この対応指針作 りは非常に丁寧だった。障害者団体、事業者団体との意見交換会を 3 回開き、素案に対す る意見提出は 4 回行った。DPI は差別事例に基づいて意見提案を行い、多くを対応要領・ 対応指針に取り入れていただいた。しかし、残念ながら残ってしまった項目や、記入がか なわなかった項目があり、それを下記にまとめておきたい。

1.良いところ

(1)不動産 誓約書の提出

2014年に集めた差別事例に『賃貸契約書とは別にもう一つの契約書を書くように求められた。「障害があるために著しく入居にあたり危険があり何か事故が起きた時に大家に一切の責任を負わない」という内容で、さらに「自分が所属する障害者団体の代表にもサインもらって提出しる」』というものだった。このような誓約書の提出を求めるのは、差別的取扱いの具体例として追加してほしいと提案した。賃貸契約に必要な条件は、 支払い能力があるか、 禁止事項を守ること、の 2 つのみ。しかし、障害者だけがさらに誓約書の提出を求められるので、誓約書の提出を求めてはいけないと書くべき。結果は、不当な差別的取扱にあたる事例として、「宅建業者が、障害者に対し、障害を理由とした誓約書の提出を求める」と記載された。

(2)不動産 火災を起こす恐れ

視覚障害者や重度の身体障害者がアパートを借りるときに「火災を起こす恐れがあるから貸せない」とよく言われる。これは根拠の無い偏見なのだが、当たり前のようにまかり通っている。これを差別的取扱いにあたると事例に加えるように求めたところ、「<u>宅建業者</u>が障害者に対して、「火災を起こす恐れがある」等の懸念を理由に、仲介を断る」と記載された。

(3)鉄道 差別的取扱いの具体例

車いす使用者が鉄道に乗車する時「最後尾の車掌の前に乗車して下さい」とか、「20 時以降は利用できません」といったことを当然のように言われることがある。2014 年に集めた事例の中にも「朝の通勤時間帯は車いすの利用をお断りしている」という事例があった。これらの事例を示して意見提起を行い、正当な理由がなく不当な差別的取扱いにあたると想定される事例の中に、「障害があることのみをもって、乗車できる場所や時間帯を制限し、又は障害者でない者に対して付さない条件をつける」と記載された。

(4)バス 支払い介助

バス会社と交渉した時に、上肢障害があって財布から自力でお金を出せない人がいるの

で、その場合は運転手に支払い介助をして欲しいと頼んだのだが、運転手はお金を触ってはいけないことになっているのでできないと拒否されたことがある。運転手がお金を着服する事件があり、そこから運転手はお金を触らないという社内規定をつくったということである。不正をしないことはいいことだが、厳格に適応すると上肢障害のある人などは支払いができず、結果的にバスに乗車できなくなる。これを意見提起したところ、合理的配慮の提供の具体例として<u>「運賃支払いの手助けを必要とする障害者については、障害の特性に応じた配慮をする」</u>と記載された。上肢障害のある人だけでなく、より多くの障害の人に配慮した記載となった。

2 . 対応指針で削除したい項目

(1) 鉄道「不当な差別的取扱いにあたらないと考えられる事例」

「車いす等を使用して列車に乗車する場合、<u>段差が存在し、係員が補助を行っても上</u> 下移動が困難等の理由により、利用可能駅・利用可能列車・利用可能時間帯等の必要 最低限の利用条件を示す」

「車いす等を利用して列車に乗車する場合、<u>段差にスロープ板を渡す等乗降時の対応</u> にかかる人員の手配や車いす座席の調整等で乗降に時間がかかる」

ホームと車両の間に隙間や段差がある出来では、降車駅に連絡がつかないと乗車させてくれないのだが、この連絡にかかる時間が会社によって大きく差がある。多くの会社はできるだけ待たせずに早く乗車できるように努力しているのだが、JR はいつも 20 分程度待たせる。1 時間半待たされたという事例もあった。他社はこんなに待たせることがなく、JR だけが待たせているので、これは企業努力が足らないことが原因だと考える。しかし、不当な差別的取扱いにあたらない事例にこのような記載が入ってしまうと、待たせることが正当化されてしまうのではないかと大いに不安を持っている。

(2) バス「不当な差別的取扱いにあたらないと考えられる事例」

「<u>車内が混雑していて車いすスペースが確保出来ない場合</u>、車いす使用者に説明した上で、次の便への乗車をお願いする。」

日本ではバスにかぎらず電車でも満員で車いすスペースが空いてない場合は乗車できないのが一般的である。しかし、友人からこんな話を聞いた。ニューヨークでバスを待っていたら満員のバスがきた。車いすスペースが人で埋まっておりとても乗れないと諦めていたら、運転手が車いすスペースにいた乗客(健常者)を下車させてスペースを確保し、車いすを乗せてくれたというのである。日本とは価値観が大きく異なる。この事例を聞いて、日本の考え方がこのままで良いのか疑問を持った。たとえば、京都などは観光地でバス利用者が多いため、観光路線ではいつもバスは満車で車いすでは乗れないと聞く。「次の便への乗車をお願い」されても、次も満車であれば乗れないのである。ラッシュ時や乗客の多い路線では確実に車いす使用者は乗車できない状態が続く。果たしてこれでいいのだろうか。

「車いすがバスに設置されている<u>固定装置に対応していないため、転倒等により車い</u> <u>す利用者や他の乗客がけがをする恐れがある場合</u>は、乗車を遠慮してもらう場合があ る」

当初は「ハンドル形電動車いす」と書かれていた。ハンドル形電動車いすがバスや電車で乗車拒否されるのは日本だけである。アメリカなどでは電動車いす使用者の半数くらいはハンドル形電動車いすなのだが、バスも電車もジョイスティック型電動車いすと全く同じく乗車できている。このハンドル形電動車いすの乗車拒否は日本の大きな課題であり、改善が必要である。3回にわたってこの項目を削除するように求めたが、削除されなかった。そこで、4回目の意見提出では「ハンドル形電動車いすという名称は使わないで欲しい」と要請し、名称は削除することができた。しかし、「車いすがバスに設置されている固定装置に対応していないため安全性の確保ができない場合、又は車いすの回転半径が大きく車内でのスムーズな転回が困難な場合は乗車を遠慮してもらう場合がある」という記載に変わり、あらたに2つの排除規定が設けられた。パブコメで再度意見提起し、「回転半径が大きく」の方は削除することができたが、「固定装置に対応」という文言は取ることができなかった。新たな排除につながらないか不安に思っている。

3.新たに追加したい項目

(1) 鉄道「合理的配慮の提供 積極的に提供するべき」

スロープを各車両に配置して、車掌や介助者が使えるようにする。

ホームと車両との隙間と段差解消ができてない駅では、電動車いす等の乗降にスロープ 板は必要である。降車駅への連絡・駅員配置に時間がかかり、長時間乗車を待たせられる ということが大きな問題になっている。これを解決する良い方法がある。車内にスロープ 板を設置して、車掌や介助者が利用できればいいのである。すでに幾つかの国内路線では 車掌によるスロープ板の利用が実施されており、またせずにスムーズな乗降ができている。

駅にエレベーターがない場合、隣接する他施設のエレベーターが利用できるように、積極的に働きかける。

事例

・ 電動車椅子使用の方がA駅からB駅まで利用するときに、A駅で最寄りのエレベーターのある百貨店が閉店していたため、駅員が百貨店と交渉し、閉店後も特別に使わせてくれた。その後、いつでも百貨店のエレベーターが使えるようになった。このことを皮切りに当該路線の駅において、連絡ビル等最寄りのエレベーターを活用して、車椅子利用者がいつでも電車に乗れるようになった。

上記事例のようにエレベーターがない駅では、隣接する他の施設のエレベーターを使えば車いす使用者も利用可能となる場合がある。こういった駅では、出来る限りエレベーターを利用できるように、積極的に働きかけて調整することが必要である。

切符の予約・販売を一般客と同じ窓口・方法で提供する。

事例

・ JR 新幹線チケット予約は、車いす席を予約する場合は専用の電話にかけなければならない。一般の人はネット予約ができるのに、車イス用個室、オープン席予約は WEB では行えず、電話予約しか対応していない。さらに、窓口にいって予約すると、30~60 分程度待たされることもある。

これも長年続いている大きな問題である。Webや一般の窓口で待たされることなく購入できるようにシステムの変更が必要である。

(2) バス「正当な理由がなく、**不当な差別的取扱い**にあたるもの」

障害を理由に乗車できる時間帯や場所、利用を制限する。

基本方針 2(1)ア「障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種 機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付ける」を踏まえて、乗車できる時間帯や場所(路線・バス停)を制限してはいけない。

ハンドル形電動車いすやリクライニング形車いすの乗車を拒否する。

海外ではハンドル形電動車いすの乗車拒否はない。日本だけが乗車拒否を続けている。 この状況を改善するために、ハンドル形電動車いすやリクライニング形車いすの乗車を拒 否してはいけないと明記が必要である。

障害を理由にバスに乗ることについて事前連絡を求める。

こちらも障害者だけに事前連絡を求めるのは上記基本方針 2(1)アに反する。一部の会社で今も続いている事前連絡を無くすために明記することが必要。

経済産業省 対応指針に対する提言(案)

DPI 日本会議 事務局次長 今村 登

経済産業省(以下、経産省)の対応指針は、結果的には内閣府の対応指針をほぼ全面的に踏襲した形となってはいるが、最初から内閣府案を全面的に模倣していた訳ではなく、むしろ肝心な部分は団体ヒアリング等で DPI 提出の意見を積極的に取り入れた案を経産省等(厚労省、文科省など)が作成し、それが見本となって内閣府の対応指針も良い内容に修正された。その代表的な部分が、「障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」の中の不当な差別的取扱いとはならないとする「正当な理由の判断の視点」と、合理的配慮を提供しなくても良いとされる「過重な負担の基本的な考え方」の書きぶりである。

内閣府案と経産省案の比較

内閣府(パブコメ募集時の案)

(2)正当な理由の判断の視点 正当な理由に相当するのは、(中略)事業者においては、正当な理由に相当するかについて、個別の事案ごとに、障害者、事業の権利が会ののでは、事業のをののでは、事業のをののでは、事業ののでは、事業ののでは、事業をもののである。事業とのである。事業とは、できるとが必要であると判断であると判断であると判断をもいるであるとが望ましい。

経産省(パブコメ募集時の案)

(2)正当な理由の判断の視点 正当な理由に相当するのは、(中 略)事業者においては、正当な理 由に相当するか否かについて、具 体的な検討をせずに正当な理由 を拡大解釈する等して、法の趣旨 を損なうことなく、個別の事案ご とに、障害者、事業者、第三者の 権利利益 (例:安全の確保、財産 の保全、事業の目的・内容・機能 の維持、損害発生の防止等)の観 点に鑑み、具体的場面や状況に応 じて総合的・客観的に判断するこ とが必要である。事業者は、正当 な理由があると判断した場合に は、障害者にその理由を説明する ものとし、理解を得るよう努める

結果(パブコメ後の確定版)

経産省案の左記の文言がそのまま内閣府の対応指針に採用された。

経産省案は修正なく、そのまま 確定版となった。

(2)過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、事業者に おいて、個別の事案ごとに、以下 の要素等を考慮し、具体的場面や 状況に応じて総合的・客観的に判 断することが必要である。事業者 は、過重な負担に当たると判断し (2)過重な負担の基本的な考え方

ことが望ましい。

過重な負担については、事業者に おいて、**具体的な検討をせずに拡** 大解釈する等して、法の趣旨を損 なうことなく、個別の事案ごとに、 以下の要素等を考慮し、具体的場 面や状況に応じて総合的・客観的 経産省案の左記の文言がそのまま内閣府の対応指針に採用された。

経産省案は修正なく、そのまま 確定版となった。 た場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

に判断することが必要である。事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

一方、「合理的配慮の基本的考え方」の意思表明に関連して「障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む」(例:内閣府本府の対応要領案)という記述に対し、「家族、支援者」の後に「成年後見人」をつけ加えるべき、という意見が出されていたが、DPIを始め複数の団体から障害者権利条約第12条の観点から成年後見人は問題があるとの意見が出され、結果、内閣府などは「障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等」と記述し、経産省は「障害者の家族、介助者等」と、最初の内閣府案を変更せずに引用された。

この他、経産省の特徴は、国交省や厚労省のようにジャンル別(事業別)にはなっておらず、経産省管轄の事業者に共通した項目に絞った書きぶりとなっている。先述のように正当化事由や合理的配慮を行わない過重な負担について考え方の記載は、安易には認められない内容となっており、全ジャンル共通項目として評価できる。しかしその一方で、別紙にまとめられた合理的配慮の具体例は、共通項目として提示するものとしては非常に貧弱なものが目立つため、ジャンル別にもっと具体的な好事例を挙げるなどの改善が必要かと思われる。

なお、経産省管轄で私たちの日常生活に影響しやすい民間事業としては、次のようなものがある。

- ・娯楽施設(映画館、遊園地、テーマパーク、スーパー銭湯、ボーリング場など)
- ・運動場、スポーツクラブ、ゴルフ場、競輪場など
- ・エネルギー(電気、ガス、石油など)

良い具体例

以下の具体例は、ベースとなった内閣府案には無いもので、良いと思われるもの。

「不当な差別的取扱いに当たり得る具体例」

事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来訪の際に付き添い者の同行を求める等の条件を付ける。

「合理的配慮の具体例」

疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難である場合に、当 該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。

良い事例とは思えない具体例

以下の具体例は、合理的配慮というより、個別性を無視した過剰な接客マニュアルのようで、良き事例 には当たらないので削除したほうが良いと思われる。 店舗において障害者と話す際は、相手と $1 \, \mathrm{m} \,$ 位の距離で、相手の正面をむいて、顔 $(\, \Box \,)$ の動きが見えるように話す。

以下の事例は、障害の有無に関係なく当たり前の接客マナーであり、合理的配慮の具体例にはならない。 商品の色や形状、内容物等について説明の要望があった際に、具体的にわかりやすく説明を行う。

以下の事例は、必ずしも悪いと断言はできないが、近い方が見えやすいとも限らず個別性があるため、「本 人の要望に応じ」といった文言を頭に付け加える

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

以下の事例の、「代筆にも応じる」は評価できるのだが、内閣府では(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)の中で「代筆に応じる」としている一方で、経産省は(意思疎通の配慮の具体例)に組み替えているのが、意図があるのかどうかが気にかかる。内規で代筆を禁止しているケースがあるので、代筆の記述は、(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)の中で記述することが望ましい。

全ジャンル共通の項目として記載するなら、厚労省の福祉事業者向けガイドラインを参考にすると良い。 「障害を理由とする不当な差別的取扱い」

○利用 を拒否すること

- ・人的体制、設備が整っており 人的体制、設備が整っており 、対応可能であるにもかわらず、利用を拒否すること。
- ・身体障害者補助犬の同伴を拒否すること 利用を制限すること(場所・時間帯などの制限)
- ・正当な理由なく、対応を後回しにすること、サービス提供時間を限定すること、サービス提供時間を 限定すること

利用に際し条件を付すこと(障害のない者には付さない条件を付すこと)

- ・保護者や介 助者・支援者 の同伴を サービスの 利用条件とすること。
- ・ サービスの利用にあたって、他の利用者と異なる手順を課すこと。 利用・提供にあたって、他者とは 異なる取扱いを すること。